

藤岡市高度無線環境整備推進事業「日野地区及び坂原地区」プロポーザル選定基準

藤岡市高度無線環境整備推進事業「日野地区及び坂原地区」プロポーザルは、提案書の内容、負担金額等の資料を基に、次に掲げる評価基準により評価し、その合計点が最上位の者を整備事業者と判断し、優先候補者に選定します。

また、参加者は1者であっても評価を行い、同様の基準により候補者を選定することとします。ただし、この場合においては評価点が50点に達しなければ選定しないこともあります。

(1) 評価基準

項目	配点
ア 市の負担金額	30点
イ 事業遂行能力	30点
ウ 提供されるサービス	10点
エ 保守管理体制	20点
オ その他総合的評価	10点
合計	100点

(2) 具体的評価内容

ア 市の負担金額（配点30点）

(ア) 評価内容

事業者が必要とする市からの負担金額

(イ) 指標

A 事業経費総額から、国庫補助金により決定された額（3分の1）を差し引いた範囲内の一部（上限額65,302千円）の額を示し、示した金額が上限額を超えた場合を0点とし、最も低い額を示した応募者を最上位点（20点）とします。続いて2番目以降の低い額を示した応募者は、それぞれ最も低い額と上限額との比率を用いて算出します。（少数数点以下第1位は四捨五入）

B 事業終了後の実績報告において、提案時の事業費を下回り、差額が生じた場合の当該差額の取扱いについて、提案時の市負担分へ影響を考慮し、加点します。

（10点）

イ 事業遂行能力（配点30点）

(ア) 評価内容

本事業の遂行及び維持するための能力が十分にあるか。

(イ) 指標

- A 事業スケジュール：合理的であり、円滑に進めることができると認められるか。
- B 実施体制：本事業の実施体制は妥当か。
- C 維持管理費：提供収入とのバランスがとれているか。
- D 経営規模：資本金、売上高等経営規模は妥当か。
- E 履行保証力：企業規模等、履行保証面で不安がないか。
- F 業務経歴：本事業を履行するために必要な知識、経験を有しているか（同種・類似業務の実績があるか）

ウ 提供されるサービス（配点10点）

（ア）評価内容

提供されるサービスの内容、提供価格、付加サービス等、仕様書を満たしているか。

（イ）指標

A サービス提供エリア

指定するサービス提供エリアをカバーしているか。

B インターネット接続サービス

- ① 通信速度：上り下り共に概ね1Gbps程度の速度が実現できるか。
- ② プロバイダ：複数のプロバイダが選択できるか。
- ③ IP電話対応：0AB～J 番号への対応及び110番、119番通報の可否
- ④ サービス提供価格：他地域と同程度であるか。
- ⑤ 申込者の初期費用が市内の既存サービス提供エリア（以下「既存エリア」という。）と比べて過大となっていないか。
- ⑥ 申込者の月額料金：月額利用料が既存エリアと比べて過大となっていないか。妥当な金額か。

C ユーザーサポート

加入申し込み時にサポート可能な体制が整っているか。

障害発生時及び故障受付体制があるか。365日24時間の障害・故障受付体制があるか。

エ 保守管理体制（配点：20点）

（ア）評価内容

安定した保守管理体制及び方法がとられるか。

（イ）指標

通信設備を適切に維持管理する仕組みがあり、機器等についての監視を行う仕組みがあるか。

通信障害又は機器故障、伝送路故障を迅速に復旧する体制があるか。

オ その他総合的評価（配点：10点）

（ア）評価内容

サービスの将来性や整備対象地域の実情に即した効果的な提案について

（イ）指標

A 環境変化への対応

将来のICT環境の変化に柔軟に対応できるか。

B 優位性

他社と比べて優位な点があるか。

（3）選定結果

選定結果については、次の方法により全参加者及び市民に対してお知らせします。

（1）郵送

ア通知日：令和2年9月16日（水）以降

イ通知内容：選定結果

ウ通知方法：アの日付で全参加者に対し、書面を発送します。

（2）藤岡市公式ホームページ

同日付で公表します。

（4）選定者

提出された提案書に基づき採点する者は次のとおりとします。

① 企画課長

② 財政課長

③ 総務部長

④ 総務課長

⑤ 総務課情報化推進係長